

東久留米市環境審議会 会議録

1. 会議名 令和2年度第1回東久留米市環境審議会
2. 日時 令和2年11月24日(火) 午後1時30分から午後3時30分
3. 場所 東久留米市役所7階 704A会議室
4. 出席委員氏名(敬称略) 杉原弘恭(会長)、水戸部啓一(職務代理者)、重藤さ
わ子、宮川正孝、濱中冬行、三間優子、伊藤純一、佐藤悦雄、(以上8名)
5. 欠席委員氏名(敬称略) 岸義幸、牛谷昌弘、萩原功夫(以上3名)
6. 事務局職員名 下川環境安全部長、桑原環境政策課長、小林生活環境係長、櫻
井緑と公園係長、齊藤計画調整係主任、後藤計画調整係主事
7. 傍聴人 なし
8. 委員委嘱式
 - (1) 開会の辞
 - (2) 委嘱書交付
 - (3) 市長あいさつ
 - (4) 環境審議会委員自己紹介
 - (5) 事務局の紹介
9. 令和2年度第1回東久留米市環境審議会
 - (1) 環境審議会について(資料1)
 - (2) 会長の選出・職務代理者の指名
 - (3) 議題
 - ①かんきょう東久留米 令和元年度版について(資料2)
 - (4) 報告
 - (5) その他

10. 配布資料

東久留米市環境関連条例（抜粋）… 資料 1

かんきょう東久留米 令和元年度版（暫定版）… 資料 2

向山緑地公園の拡幅について …資料 3

緑の基本計画と環境審議会との関連について …資料 4

第 9 期東久留米市環境審議会委員名簿 … 資料 5

【当日配布資料】

東久留米市の環境基本条例・環境計画 … 委員資料 1

かんきょう東久留米 令和元年度版 評価・課題シート

東久留米市第二次環境基本計画（新任委員に配布）

東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し東久留米市生物多様性戦略（新任委員に配布）

かんきょう東久留米 平成 3 0 年度版（新任委員に配布）

11. 令和 2 年度第 1 回環境審議会

- ・ 出欠席者の報告 出席 8 名、欠席 3 名、定足数に達しており会議は成立

(1) 環境審議会について（資料 1）

【事務局】資料 1 の説明

- ・ 環境行政の基軸となる環境基本条例では、第 1 条に、この条例は環境基本法及び東京都環境基本条例に基づき、環境の保全、回復と創出について基本理念を定め、東久留米市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これら環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とするとしている。また、4 条、5 条、6 条においては、市や市民、事業者等の責務を定めている。
- ・ 環境審議会の位置づけは、市の環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、東久留米市環境審議会を置くこと定められており、第 2 項に（1）環境計画に関する事項、（2）環境保全等の施策に関する基本的事項、（3）環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項について審議することを明記されている。また、東久留米市のみどりに関する条例第 2 条の 2 においては、緑の基本計画の策定に当たり、東久留米市環境審議会に諮ることが明記されている。
- ・ 環境審議会の皆様には、環境基本計画等の策定に携わっていただき、市の環境の状況及び環境保全に関して講じる対策など、年次報告の進捗について評価をいただく予定となっている。

【委員】委員資料 1 の説明

- ・ 東久留米市の環境基本条例と環境基本計画との関係性を図式化したものについて、前文

では、環境保全等ということで、保全、回復、創出について、市民、事業者及び市が協調し合い、環境に負荷が少なく自然と共生する良好な環境づくりを進めるとあり、これを達成するために第1条は市と市民と事業者の責務を明らかにする。第3条で、この環境保全等は良好な環境を、現在、確保をして、それを将来の世代に継承していくことを目的とするということで、先人から引き継いだこの環境を再び将来につないでいくというところが基本理念になっている。

- ・環境審議会は、第7条の環境基本計画の策定に関し意見を述べ、第9条の環境基本計画と緑の基本計画の年次報告では今回の「かんきょう東久留米」であわせて評価と審議をすることとなっている。
- ・環境基本計画は個別目標が括弧の中に1から8まであり、それぞれが水に関する事、緑と土に関する事、生物多様性、温暖化の問題、生活や大気汚染があり、今の環境への取組といった、環境のつながりがうまくつづられている計画になっている。
- ・緑の基本計画は中間見直しという形で、市の生物多様性戦略を織り込んだ。
- ・緑の基本計画を受けた東久留米市緑地保全計画は行政計画であるが、市民も入った委員会形式で策定された。
- ・環境基本構想にも絡むので御紹介すると、1897年から約5年ごとに土地がどのように変化したか、人口がどう変化したかというグラフがあるが、一番下の緑の棒グラフは畑を表している。ベージュの斜線は宅地となっており、畑が基本的には宅地へ変わっていつている。それはどういう原因によるかということ、世帯が増えるということと言える。
- ・最新の土地のデータ（2019年）では人口は約11万7,000人で、5万4,000世帯。
- ・回帰分析を行うと、世帯が増えると宅地が増えるという相関が出ている。世帯が増えると、ベースとしてこの72ヘクタールがくっついてくるということは、宅地を開発すると宅地だけでなく、道路やその周辺が都市化していくことを表している。
- ・これからの人口は2040年には10万9,000人になるという、減少トレンドに入ってくる。今回の基本構想では、この人口減少速度を緩和して、まちづくりを展開するというのが考え方にあるので、今後20年かけて下がっていったときにこの農地がどうなっていくか、緑がどうなっていくかというのは一つの大きなテーマになるので、紹介させていただいた。

(2)会長の選出・職務代理者の指名

- ・会長に杉原委員が選出され、職務代理者の水戸部委員が指名された。

(3)かんきょう東久留米（議題① 資料2）

【事務局】資料2の説明

- ・「かんきょう東久留米」は、庁内各課に協力いただき、環境基本計画、緑の基本計画の進

捗状況の評価のためにまとめており、東久留米市環境基本条例第9条の規定に基づき、市の環境状況や環境保全に関して講じた施策についての年次報告書として、毎年、作成している。

- ・「かんきょう東久留米」の構成について、初めは「かんきょう東久留米」についての説明と市の概要を掲載している。2ページ目、3ページ目に環境審議会からの評価（年次報告）となっている。環境審議会委員から評価をいただき、空欄になっている2、3ページに掲載し、令和元年度版「かんきょう東久留米」として発行する。
- ・4ページ目からの第2章では、第二次環境基本計画の取組状況について記載している。4ページ目に将来の環境像と体系、5ページ目に個別の目標ごとの点検評価項目を載せている。6ページ以降が環境基本計画の基本方針にある個別目標ごとに、各課から報告を受けている取組状況について、また今後の方向性について掲載している。その掲載の後には、評価指標の値、またその後各種データの順に掲載している。
- ・第3章、第二次緑の基本計画の取組状況となっており、68ページに基本理念と体系、70ページに個別目標ごとの点検評価項目が71ページにかけて記述されている。71ページの下段から、各課から上がってきた取組状況と評価指標の数値を掲載している。
- ・各項目で取組状況を幾つかピックアップして説明する。6ページの施策の方向1の上から7つ目、新規と括弧で書かれている、黒目川上流域の護岸整備において、湧水箇所にパイプを設け、湧水に配慮した整備を行った。
- ・8ページの取組状況の評価として、(1) 東久留米市のよさを知っている市民の割合としている。10ページにグラフがあり、施策成果アンケートの調査結果を掲載している。
- ・評価指標(2) 河川の水量について、今年度は1日当たり10万3,075という値となっている。グラフは5年ごとの掲載になっている。
- ・(3) 河川のBOD測定値について、今年度は12点中12点で環境の基準値を満たしている。
- ・(4) 代表的な地点の地下水位の平均について、令和元年度の値を記している。
- ・(3) の評価指標については、12ページより、BOD以外でも測定している結果について掲載している。
- ・16ページからは河川の水質調査結果の経年変化を、主な地点のみ平均値を掲載している。
- ・代表的な地点の地下水位の平均については、23ページにある井戸水位測定等調査の値を取っている。こちらは、24ページに1年間の月ごとの値を示している。経年変化としては、25ページに代表的な箇所のみ掲載になっている。
- ・29ページの個別目標2では、施策の方向2、東久留米市農業振興計画に基づき、新しい体験型農園が市内中央町地区で開設した。
- ・生産緑地制度を適切に運用し、令和元年度は2件の追加指定を行った。また、特定生産緑地の指定に向けた準備や制度の周知を行い、指定申請受けを開始した。

- ・評価指標 1 の緑被率については前年度というのが 27 年度の値の掲載になり、今年度については緑被率の計測は行っていない。
- ・畑の面積について、令和元年度は 1.53 平方キロメートルとなっている。表については 31 ページ、地目別土地利用になる。
- ・評価指標 3、緑を基本とした景観が保全されていると感じている市民の割合については、36 ページにグラフを掲載している。
- ・個別目標 3 について、新規取り組みの報告は受けていない。また、評価指標についても、特定外来生物の把握数となっているが、平成 28 年に生き物調査を実施して以来、変わっていない。
- ・40 ページに、今まで生物についてのところで掲載をしていなかったが、令和元年度環境ウォッチング、冬の渡り鳥観察会の観察できた種について、観察を試みた。観察できたもの等について掲載をして、生き物に関して情報を提供した。
- ・個別目標 4 の新規の取組として、施策の方向 3 で、令和 2 年 3 月より東久留米市デマンド型交通の実験運行を開始した。また、各課から照明器具を LED に変更するなど、省エネに関する取組が報告されている。
- ・43 ページの評価指標について、評価指標 (1) は、温室効果ガス排出を掲載し、東久留米市全体の排出量になっている。44 ページに表とグラフを掲載している。東京都の資料を掲載しており、平成 29 年度が新しい値となっている。
- ・(3) 自動車由来の温室効果ガス排出量については、46 ページに載せており、東京都からの提供資料、平成 29 年が最新となっている。
- ・個別目標 5 について、新規での報告は受けていない。取組状況は、例年に引き続きの状況となっている。
- ・49 ページに取組状況の評価を載せており、評価指標として、ごみの排出量、リサイクル率を掲載している。それぞれのグラフについては、同じページの下に掲載している。
- ・50 ページは個別目標 6 になる。施策の方向②の新規として、空き家等については、令和元年度に東久留米市空家等対策計画を策定した。
- ・施策の方向③の令和元年度については、上の原地区建設されたアクセス道路が開通したため環境調査を新規で行った。
- ・評価指標については 51 ページの 6 点になっている。評価指標 1 の一般環境大気測定局データについては表になっている。(2) については 52 ページに、評価指標 4 と 5 については 53 ページに、(3) の道路交通騒音振動調査結果については 55 ページからとなっている。
- ・個別目標 7 について、令和元年度の環境シンポジウムを「武蔵野の水源の森を未来へつなごう～未来を担うこどもたちへ、みどりの若返りの大切さを～」と題して開催した。シンポジウムについて、60 ページ内容を掲載している。共催で学校法人自由学園、多摩六都科学館、後援で近隣市の小平市、東久留米市、清瀬市、西東京市からの協力をいた

だいた。その時の写真を59ページに掲載している。

- ・評価指標1は先ほど紹介した、(1)が東久留米市のよさを知っている市民の割合は、10ページで紹介したグラフになる。(2)については、環境ポスターコンクールの応募点数と、学校での授業状況。(3)、(4)につきましては、環境フェスティバル、環境ウォッチング、環境シンポジウムを掲載している。
- ・環境フェスティバルについては、61ページに来場者アンケートを掲載している。来場者数が2,500人超えだったが、アンケートを回収できたのは471人であった。毎年、1,000枚程度のアンケートを回収できていたが、今回は回収できなかった。
- ・個別目標8については62ページに評価指標1について。環境フェスティバルに出展していただいた団体を63ページに掲載している。評価指標2、3、4については、66ページにグラフを掲載している。3については、28ページ参照。
- ・施策の方向2として、近隣市との連携については、67ページに掲載している。写真は、東久留米市が幹事市として実施した際のイベントを掲載している。
- ・緑の基本計画の取組に状況については68ページからとなり、緑の基本計画については、環境基本計画と重複する部分もあり、基本方針ごとに掲載をしている。73ページに評価指標72、73を掲載している。
- ・72で、緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積。前年度と今年度の状況、宅地等における雨水浸透施設の設置基数、次に公共施設における雨水浸透施設の設置基数、湧水の研究の進捗状況、公園緑地等都市施設とする緑地の1人当たりの面積を掲載している。
- ・基本方針2の評価指標は74ページに掲載している。都市計画道路等整備に伴う街路樹の整備率については、今年度、令和元年度では東村山3・4・20号線での街路樹の植栽を実施している。当該整備事業における整備率は4.98%と報告を受けている。
- ・基本方針3の評価指標は77ページに記載している。ここでは保存樹木についての掲載や、生産緑地、市民農園等の面積について掲載している。宅地開発等や、公共施設等の緑化の推進状況などがあるが、宅地開発に伴い1か所の公園、12か所の緑地が整備された。
- ・基本方針4は78ページに掲載している。評価指標は79ページに掲載している。管理・整備事業の実施状況、生き物モニタリングの結果を掲載している。市民向けに観察種を広報で情報提供をしていただき、代表種については、市内のボランティア団体に協力をいただいている。
- ・亜鉛、ノニルフェノール、LAS測定値等、水生生物保全に関わる水質環境基準項目については、前のページの12から15の河川水質調査結果を参照していただきたい。
- ・活用推進事業の実施状況については、新型コロナウイルスの影響もあり、市内の自然状況を活用したウォッチングウォーク等を企画していたが中止した。
- ・基本方針5は81ページから掲載し、評価指標は83ページにあるとおりととなっている。

【会長】

- ・「かんきょう東久留米」は、環境基本計画と緑の基本計画の年次報告であるので、それがどのように環境が変化したかなど、具体的にどのように取り組んだかということが取りまとめられている。
- ・評価・課題シートは12月25日までに事務局に御提出をお願いしたい。細かいことでもいいので、疑問や、これは違うのではないかと御意見等をお寄せいただきたい。

【委員】

- ・新たな取組というのが分かるように記述していただくのがよろしいのではないかと。

【委員】

- ・例えば新規と書いてあるところを太字にする等ということによろしいか。

【委員】

- ・例えばイタリックにする等、やり方がいろいろあるかと思う。

【委員】

- ・定常的に、毎年あまり変わらなくやっていることと新規にやったことというのは分けて書くべきだと思う。定常的にやっていることについては、詳しく書く必要はなく、当然、やるべきこととして、毎年、更新していくのでよい。
- ・新規にやったことは、何か課題や新たな要請があるために行ったはずで、そちらのほうに大事という御意見だと思う。

【会長】

- ・新規のところをもう少し書いていくのはどうか。

【委員】

- ・本文と根拠資料となるデータ類が混在していると、評価をする際にどこを見ればよいか非常にわかり辛い。根拠資料は根拠資料で分けていただくと見やすくなると思う。そちらの方は、時系列でデータを増やしていく性質のものであり、経年変化をずっと見ていくという点では、まとめてあるほうが分かりやすいと思う。

【会長】

- ・例えば、評価指標のところの根拠がどこの表にあるかということか。

【委員】

- ・本文の根拠として「根拠資料何ページ」のような感じで見られるようにしたほうがよいのではないかと。

【会長】

- ・事務局より説明していただいたことをここにも書く感じになるのではないかと。
- ・新規の、例えばページ6で、新規が逆に薄地になっているのは原色が赤字になっているからだと思う。事務局では赤字で新規だということがわかるが、我々は新規がかすれて見えるので、白黒対応をしていただきたい。
- ・新規は新規でまとめて出していただいてもよいのかもしれないので御検討いただければ

と思う。

【事務局】

- ・工夫は検討させていただきたいと思う。特に新規については、数が少ないが、埋もれてしまうとよろしくないなので、字体を変える、もしくは太字にするなど検討させていただきたい。

【会長】

- ・新規と書かれていなくて、元赤字に、例えば7ページの下に図書館の話があるが、これは赤字なのか。

【事務局】

- ・事務局で編修するときに加えたものなので、新規というわけではない。編修する上で色を変えただけである。新規は括弧書きしている。

【会長】

- ・前回と変更しているという意味か。

【事務局】

- ・前回と変更ということではない。

【会長】

- ・どのような意味があるのか。

【事務局】

- ・分かりづらいというのと、事務局の編集の仕方にも課題があるということがあろうかと思うので、この点も検討させていただいて、修正を図っていくようにしたい。

【委員】

- ・気象状況について、基本データとして載せるべきではないかと思う。降水量は24ページに地下水の関係で記載されているが、例えば月別の最低気温、最高気温を載せるべきではないかと思う。
- ・温暖化と言われているので、基礎データとしてどこまで掲載するかは難しいが、載せるべきなのではと思う。

【会長】

- ・自由学園で気象庁検定済みの観測機器を今年から整備している。データは気象庁のデータの府中、練馬と同じ拠点扱いになる。相当設備投資しているので無料ではないかもしれないが、使えるか相談させていただく。
- ・地形の高低差を生かした計画づくりという意見が出ていたのは都市計画マスタープランではなかったか。

【委員】

- ・重層的なということであれば、意見として出ていたと思う。

【会長】

- ・一番南側に立野川、北側に黒目川、真ん中に落合川の流れる谷地形であるが、谷の上と

下で高低差が約10メートル。これは5～6万年前に古多摩川が流れていたときに削られた谷なのだが、マイクロ気象で、局地的なゲリラ豪雨とか、この地形で起きている可能性が高い。今まで観測できなかったが、自由学園で、その10メートル上と下で観測をやり始めて、それが予測できないかなという研究をやろうと取り組んでいる。近々、東久留米独自の気象データがこの中に入る日も遠くないだろうと思う。

【委員】

- ・河川水質の調査結果のことだが、大腸菌群数の数値について、一番いい例が15ページの立野川の小沢橋のデータの29年度だが、1万2,266.6と記載されているが、これは最確数法という統計的にやるやり方であるので、このような数値が出ることはあり得ない。検討してほしい。
- ・小沢橋の大腸菌の29年度、上のSSも、15.6となっているが、通常は有効数字2桁だと思う。なぜここだけ3桁なのか疑問である。例えば上の11番の弁天川合流地点でSSが6と書いてある。有効数字の精査が必要である。
- ・52ページの地下水の水質だが、一番下の塩化ビニルモノマーだが、これは既に地下水環境基準項目になっている。名称も現在はクロロエチレンで、別名で塩化ビニル、又は塩化ビニルモノマーなので、上の健康項目の10番目の四塩化炭素の下にクロロエチレン（別名塩化ビニル、又は塩化ビニルモノマー）として移したほうが良いと思う。
- ・1,2-ジクロロエチレンについては、従前はシス体のみを対象としていたが、今は1,2-ジクロロエチレン、すなわち、シス体とトランス体の含量で基準項目となっているので、直したほうがよいと思う。
- ・塩化物イオンと、電気伝導率の数値がないが、地下水の場合はやはりこの2つは必須だと思う。市民団体の方々も、電気伝導率はよく測られていると思う。何か事故があったときや、地下水汚染があったときのインジケータになるものなので、この2つはやるべきだという意見を言わせていただく。
- ・先ほどの大腸菌群数の測定に係る最確数法について、最確数の表があるので、見ていただきたい。

【会長】

- ・大腸菌が前回も問題になっていたが、有効数字は、誤解があり、小数点で切ればよいという感じであるがそうではない。

【委員】

- ・分析の測定値の有効数字というのは、一番悪いものに引っ張られてしまう。例えば100ミリは99と101ミリの間が100なわけである。そうすると、99の2桁のほうへ引っ張られてしまう。そのほかにもいろいろな分析操作をするので、一番悪いものに引っ張られてしまう。場合によっては1桁もあり得るし、精密にやれば3桁、4桁があり得るだろうが、通常は2桁だと思う。

【会長】

- ・有効数字は学生も非常によく間違える。

【委員】

- ・最確数法による大腸菌群数の測定は、陽性、陰性の試験管の組合わせから、表に当てはめていくというというやり方であるから、数値が出ているわけではない。あくまで統計法上の数値が示されるので、それに当てはめて読み取って結果を出しているだけである。

【会長】

- ・御検討いただければと思う。

【委員】

- ・「かんきょう東久留米」の評価の仕方について、「前進した」、「変わらない」等を丸、三角、バツで表しているが、基本的に大きく前進するとか大きく悪化するということはない前提で、三角が続いている。しかし、三角の印象はあまりよろしくないという感じもする。この評価の方法をする必要があるのか疑問に感じる。基本的には現状維持でよいもの。
- ・ただし、温暖化対策等は目標があり、そこに向けて大幅に削減するのは必要。ただ、それをやるかどうか。実際、年度ごとに達成していくのは現状として難しいだろう。

【会長】

- ・ヨーロッパなどの環境指標や京都議定書の温室効果ガス削減もそうであったが、将来の目標をつくり、それに対してどれぐらい改善したかを見ていくというやり方があって、日本では1955年頃の環境状態を目標に置く。農村部が大都市の流通経済に完全に組み込まれ、都市化していく直前である。代表的な項目についてそのやり方を採用してもよいのかもしれないが、「かんきょう東久留米」は行政報告という役割もあって、これだけの項目に対しそれをやるということは事実上不可能である。

【委員】

- ・そもそもどのような目標設定しているが見えない。

【会長】

- ・これはあくまで前年との比較である。

【委員】

- ・単年度予算主義であるので、行政のやり方はいつもフォアキャスト。目標設定が非常に難しい。

【委員】

- ・公園が1つ増えるだけで前進なのではないかと思うが、評価は変わらないとなっている。

【委員】

- ・前年度の数字だけを今年度で評価するならば、矢印でもよいのではないか。
- ・角度というのは人間の目にとって非常に分かりやすい。

【会長】

- ・横ばいは横矢印にし、改善したら上向きにする表現を採用するのはいかがか。ヨーロッ

パの同様の年次報告書などでみかける。

【委員】

- ・基本方針 2、41 ページの地球温暖化問題の個別目標 4、地球温暖化問題に関して、施策の方向 1 で電気自動車の導入を進めたというのは、市役所で利用している自動車に関してということによろしいか。何台増えているのか。

【事務局】

- ・市の庁舎で管理している電気自動車を増やしているということである。今年度で終わった段階で 7 台程度になると思われる。環境政策課で、今後、使用する自動車も電気自動車に 1 台切り替わる予定があるので、少しずつ増やしている状況。

【委員】

- ・全体で持っている台数のうち、何台が電気自動車なのか。

【事務局】

- ・正確な数字は把握していないが、1 割も満たしていないだろうと思われる。

【委員】

- ・電気自動車に関しては市民には分かりやすい指標であるので、市の取組としてやっている目安として市民に伝えられるものであったらよいと思う。台数も増えていくとよいと思う。
- ・デマンド型交通はどのぐらい利用されているのか。

【事務局】

- ・正確な数字は把握していないが、キャンセルはほとんどないと聞いている。

【委員】

- ・前回の都市計画委員会の際に同じ質問をされた方がおり、配られた資料があるので、都市計画課に尋ねたら持っているかもしれない。

【委員】

- ・後でお伝えいただければと思う。
- ・今年は脱プラスチックが特に言われていた環境問題の 1 つだったと思うが、それに関する取組について、報告できるようなものは、この令和元年度版にはないということになる。

【委員】

- ・指標は入っていない。
- ・問題はマイクロプラスチックである。それをどう評価するかが難しい。

【会長】

- ・経済産業省も、入り口は事業者の問題というので、出口の 3R をいう。
- ・プラスチック問題はやっかいで、プラスチックは、一旦作り始めたらプラントで冷えて固まらないように次々に生産されていく。それが 100 円ショップ等で安く売られていく。

【委員】

- ・問題の本質は、使い捨てプラスチックなどのゴミが海に流れてマイクロプラスチックが発生し、それが海洋汚染につながる。1つは使い捨てプラスチックがどれだけ減らせるかということである。

【会長】

- ・指標化は、難しいのではないか。

【委員】

- ・難しいだろう。市で行っているのは、リサイクルが基本になっている。

【委員】

- ・事業者が取り組む問題でもある。

【委員】

- ・市として無駄なプラスチックを排出しない等、公的な機関としてどう対応するかという表明はすぐにできるのではないか。バイオプラスチックの製品に切り替えるとかもある。
- ・今後の方向性としては入れるかもしれない。

【委員】

- ・生分解性プラスチックも、海の中で分解しないものが多い。

【委員】

- ・現実としてそれはあるが、行政のやれることとしては、プラスチックを排出しないように取り組む、リサイクル、ということになるのではないか。

【事務局】

- ・現状としては分別の努力はしているところで、実際に庁舎内全体でどのくらいの量かという把握はしていないと思う。全庁的には分別に取り組んでいる。また、令和2年になると、コロナの影響もあり、どのくらいになるか分からないところもある。

【会長】

- ・本当に大事な今後の課題だが、行政が取り組みを行うことを御検討いただければと思う。

【委員】

- ・都市計画審議会の後、都市計画マスタープランの勉強会が開かれている。その中で、電気自動車を保有し、家庭にはソーラーパネルがあるなどの地産地消の形を持つていくのが基本ではないか。
- ・二酸化炭素の排出量を減らそうということを考えると、温暖化や防災の問題につながっている。
- ・防災面では避難所等の耐震対策はできたが、電気が供給できるのか、そこで多くの人が避難所で過ごせるのか、あるいは、避難しなくても電気はあるから家で生活できるではないかということをやれば、行政が支出するお金が基本的には少なくなると思っている。
- ・都市計画上は、議員は法人税が集まらないから準工業地帯を増やすように言う。しかし、都市計画図を見ると東久留米市は住宅地である。

【会長】

- ・ 98%である。

【委員】

- ・ 住宅地をどうするかを掲げないと話が進まないということを、事務局と議員向けに言っている。どのようにお金を使うべきか早く考えるべきである。その中で、人口が減少していくということは、ある程度分かっている。なおかつ、都市施設が分散すれば行政コストは上がってしまう。都市マスの中ではスモールシティ、あるいはコンパクトシティという考え方がいまだに出てきていない。そういうことをなぜ考えないのかということを中心に申し上げておいた。
- ・ 国もカーボンゼロということを掲げた。それは基本的には良いことだと思うが、それに向けて、具体的に何を推進するのが重要であって、人口を集めたいのであれば、子供向けの施設を造って成功した市町村も多数ある。人口を維持する方策があるはず。人口が減少すれば、下里小学校のように廃校等をするときが来る。施設をどこかに集約しなければならない。行政コストを減らすためには行わざるを得ない。どこに重点を置いて物考えるのかということ、議員には特に考えてほしい。それはお金の使い方の基本ではないか。

【会長】

- ・ 92年のリオのサミットのときに、開発と保全を両立させるという宣言が行われ、都市計画法なども開発か保全だったのが、開発と保全に改正された。開発と保全でお互いウインウインになるように考えられないだろうかというながれである。
- ・ 電気自動車は、国が災害時にバッテリー代わりに使えるということで、それも進めなければならない。
- ・ 市庁舎の72時間の非常用電源についてご説明いただきたい。

【事務局】

- ・ 市庁舎の非常用電源設備を導入し、72時間の電力を賄うことについて検討している。

【会長】

- ・ 太陽光等の再生可能エネルギーを使う形のものか。

【事務局】

- ・ 太陽光の利用も含めて検討すると聞いている。

【会長】

- ・ 基本的には蓄電だろう。

【委員】

- ・ 蓄電では全く足りない。72時間、ディーゼル発電をするだろう。

【会長】

- ・ 基本形はそうなるだろう。

【委員】

- ・電気自動車は、35キロワットアワーほどのバッテリーである。普通の家庭が1日消費するのは6キロワットアワーぐらいとすると、約1週間、電気自動車1台持っている、普通の家庭1戸が生活できる。それを全世帯に広げるといって相当大変なことだろう。

【事務局】

- ・防災拠点としての市役所庁舎の電源を72時間賄うという形である。
- ・全てが再生可能エネルギーということではないと思う。ディーゼル発電も含めてとなるだろう。

【委員】

- ・電気だけ確保できても不十分である。市庁舎の図面を見せてもらおうと設備系の、例えば受水槽とか高架水槽は、現状の建築設備耐震設計・施工指針において不適合になっているので、そういうところも先に直さなければ防災の司令塔（災害応急対策活動に必要な施設）としてのこの庁舎が維持できない。飲料水として使えなくなったり、受水槽が破裂すると、地下にある地震計が水浸しになることなどが危惧されている。
- ・湧水が非常に高い水位で存在しているので、地下1階の床面は湧水の水位より低い。よって、地震が起きたときに止水壁からの漏水や防火水槽のオーバーフローの可能性があると懸念を設計協会ではしている。その対策が、今後、必要になるのではないかと。

【会長】

- ・費用もかかるが、いろいろやることもあると思う。

【委員】

- ・かんきょう東久留米を読ませていただいて難しいと思ったのは、我々が、日々、生活している中で、これでよしとする部分が非常に多い。話を聞いていると、環境問題というのはINGで終わりのないものではないだろうか。人口が増加すれば出るし、減少してもやはり環境問題というのは起きる。人間の満足感によって非常に変わってくるだろう。この町がいいなと思えるには、少なくともこのぐらいのことは目標値としてなければならぬというのを、求めなければならぬと思う。水質保全等いろいろあるが、これが本当の水質保全のものなのかどうかというのは知っておきたい。それに向かって市民や行政がどのようなことをしたかということは、後でチェックできる体制をつくっておかなければと思う。どこかで止めることができない状況になるのではないかと気がする。我々は、知識は非常に感覚的なものしかあり得ないわけだが、専門的な知識が入ってきたほうがいいのではないかと気がする。
- ・都市の在り方について、人口が増える、減ることよりも、この町に住みたいという人をどのように増やすかということが一番大事ではないか。東久留米は都心へ僅か30分で行ける。通勤に便利なところに、単にサラリーマンだけを住んでいいのかどうか疑問。この地域でなければできない産業があるだろうと思っている。ここで作ったものが30分で都心へ持っていける。よい環境の中で、自然の保護とどのように考えていったらよいか模索してみることが必要ではないか

- ・農地の問題が出ているが、農地が減っていくというのは避けられない。代わりに、農地を使わない農業生産というのはどのくらいあるのだろうか。近所の農家の方が大きいビニールハウスに切り替えている。聞いてみると大変な生産量になる。そういった形への転換を進めることにより、農地が減っても、緑というものの生産量は維持できるのではないかと思う。そのような指導等を農業委員会がどれだけ進めるか、あるいは進めてもらうかということも考えていく必要があるのではないか。

【会長】

- ・目標については、先ほどの議論にもつながる。
- ・環境審議会は環境が中心となるということ御理解いただきたい。

【委員】

- ・1つ目は、ビル風問題。駅前のビル風が強いというのを感じた。ビル風は高い建物の下で風が強くなる現象であるが、市民は歩きづらさ、歩きやすさを気にされるのではと思った。例えば、環境を先ほど測定するという話が出たが、大きなマクロな情報と同時に、少しミクロのような、「歩きづらいところマップ」のような、防災マップと同じように、市民に注意喚起するものを作ってはどうかと思った。それは風だけではなく、例えば大雨が降ったときに水がたまってしまう歩道があり、歩きづらくなってしまふ。アスファルトの造り方を直すのは大変だが、「水がたまりやすいマップ」のようなものを作り、市民の方に住みやすい、歩きやすい、ウォーカブルな町というのを環境面からサポートしてあげていくというのは、市民の方に喜ばれると思った。
- ・2つ目は、この「かんきょう東久留米」を拝見させていただいて、完成度が高いと思った。全てにおいて網羅されており、やりすぎではないかという気がした。例えば市が全部引き取って一個一個やっていったら、大変な作業量、マンパワー、費用がかかる。確かにあること全部大事で、全部やっていかなければいけないのは確かだが、一方で削ることはできない。しかし、全部やっていくと、全て報告するだけになってしまう。市民から見て「良いな」と思われることにつなげていければ良いのではと思う。そのときに、市民のプレーヤーを育てることが大事なのではないか。例えばボランティア団体の横のつながりをもっと増やしていくような、あるいはボランティアをやっている方々のインセンティブを少し高めていくような、発表等でボランティア活動をやっているということを表に出せるような仕組みをつくっていくような、市民が活動しやすい、わくわくできるような仕組みを提供することを踏み込んでやっていくとよいのではないかと思う。環境を生かしたところに住みたい、働きたい、あるいは店を出したい、そのような人を東久留米に来てもらうということが必要ではないかと思うので、移住して、例えば農地、畑、市民農園やりながら住めるようなモデル住宅を造る、あるいは野菜を育てて、直売所までついた住宅を造る等、環境と一体となったモデルを提案して、東久留米に若い人、リタイア層、そういう方たちを呼ぶというのも一つあるのではと思った。
- ・3つ目は、わくわくするようなビジョンを景観として持つておくことが大事なのではと

思う。景観づくりのために環境をよくしていくということが必要ではないか。そのようなビジョンを共有するということが大事ではないか。どのような生活をしたいのか、どのようなまちづくりをしたいのか、どのような1日の過ごし方が東久留米らしいものなのかを市民とともに共有するということが、具体的な絵として共有するのが大事なのではないかと思った。

【委員】

- ・「かんきょう東久留米」の役割のデータは、実は法的に決められたものが非常に多い。だから、もう少し分かりやすい部分と、データをどう整理をつけておくかということが、この件の回答になるのではないかと思う。
- ・3番目のビジョンということで言うと、やはり東久留米長期総合計画、どちらかというと環境ではなく、全体で俯瞰して町の方向性を定めていく。その辺に方向を見いだせていくのが必要なのではないかと思う。

【会長】

- ・環境基本計画を見ていただくと、市民と事業者と行政に丸がついている。先ほどのお話でかなり行政がという感じで意見を述べられていたが、市民が自らやらなければならないところがたくさんあり、例えば先ほどのマップを出すということについては、むしろ市民が作り、行政にそこを直してもらうことが必要ではないか。
- ・環境フェスティバルで市民が発表する場もある。また、環境市民会議というものもある。

【委員】

- ・環境基本計画も一度、お目を通していただきたい。市民団体の在り方の課題としても入っている。

【委員】

- ・多分、全てやっている、ありますという感じだろうと思う。

【委員】

- ・一度、同じ理解の部分でお話をさせていただければと思う。

【委員】

- ・市に依存せずということは全く反対ということでもなく、補助金頼みでは駄目だということも思うところがある。

【委員】

- ・これだけのことを行政だけでやっているのは大変だから市民とも活動を分け合いましょう、というように私は伺った。

【会長】

- ・効率的にやらなければならないところもあるので、そことプラスアルファでどういうことをやっていくかという形だろう。

【委員】

- ・確かに市が行った活動について多く書かれているので、それを見ると大変だなと思う。

【会長】

- ・初回にはいろいろな大事なポイントが出されたと思うので、それを踏まえて今後の審議会を進めていきたい。
- ・「かんきょう東久留米」については、冒頭に申し上げたように、12月25日までに1枚のシートに記入し、事務局に提出していただきたい。
- ・提出されたシートを事務局と私で取りまとめ、「かんきょう東久留米」の評価の箇所に掲載される。皆さんに見ていただいて最終稿になり、年次報告という形で、出させていただく。

【委員】

- ・事務局からシートデータを皆さんにお配り願いたい。

(4)報告（資料3、資料4）

【会長】

- ・議事次第2の(4)の報告2点をお願いしたい。

【事務局】

- ・1点目の向山緑地公園の拡幅について報告をさせていただくので、資料3を御覧いただきたい。向山緑地は東久留米市の中央より南東に位置し、昭和57年7月に都市計画決定を受け、現在、向山緑地公園として開園し、立野川源流域の水環境とコナラ、シラカシ、イヌシデ等の生い茂った縁崖林を形成するなど、水と緑に囲まれた緑地で、周辺の市民緑地と市有の樹林地によって連続した緑地帯を形成している。
- ・平成30年3月に策定した東久留米市第二次緑の基本計画中間見直し・東久留米市生物多様性戦略において、水と緑と生き物を拠点として、将来にわたって保全、回復をしていくこととしており、平成28年3月に策定した東久留米市緑地保全計画においても、向山緑地公園周辺は保存すべき対象地となっている。
- ・将来にわたり向山緑地周辺の良好な自然環境を引き継いでいくために、向山緑地の区域を拡張する都市計画変更を行う。
- ・向山緑地公園の所在地は、南沢3丁目地内となり、向山緑地公園の黄色の実践部分に、このたび拡幅する予定の部分を赤の実線でお示した。拡幅する予定部分も含め、緑地部分が東西に連なっており、一体性のある土地となっている。
- ・変更事項として、新たに区域の追加を行い、変更後の面積は、約0.58ヘクタール増えて約0.84ヘクタールとなる。
- ・これまでの取組の経過として、説明会は令和2年8月20日に行い、17名の参加があった。都知事への協議については、市町村は都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならないと規定されている。9月30日に東京都より協議結果の通知があり、本件については都として意見はないとの協議結果であった。また、10月5日から19日まで本案の縦覧を行ったところ、縦

覧者は1名、意見書を提出した方が1名であった。11月18日に都市計画審議会にて審議いただいたので、今後、12月上旬に決定告示を行う予定である。

【委員】

- ・都市計画審議会に答申する議決を環境審議会においてなされているのか疑義が生じている。

【会長】

- ・2016年に行政計画である緑地保全計画を推進することを決めており、環境審議会においても報告しているので、諮る事柄ではないと認識している。

【事務局】

- ・2点目の第二次緑の基本計画、生物多様性戦略について、詳細は資料4に記載しているが、経過として平成25年4月に第二次緑の基本計画、29年度に計画の進捗、関係計画の改訂等を踏まえて中間見直しを行っていただき、生物多様性戦略を包含した形の計画が推進している。この計画期間が令和4年度までとなっており、令和5年度からの第三次の緑の基本計画の策定を来年度以降に進めていく考えである。
- ・前回、中間見直しを御審議いただいた際には環境審議会に諮問し、その諮問を受けた形の中で検討部会が立ち上がり、そこで御検討いただいたという経過がある。第三次緑の基本計画の策定に当たり、来年度、環境審議会に諮問という形を出させていただきたい。また、検討部会が立ち上がった際には、環境審議会の委員の中から2名に御参加いただく予定である。

【会長】

- ・その他について、事務局よりお願いしたい。

【事務局】

- ・その他については、事務局からの連絡はないので、何かあれば事務局にお問合せいただきたい。
- ・「かんきょう東久留米」の評価のシートについては、メールにてデータを送付させていただく。12月25日を期限としているが、よろしいか。

【会長】

- ・12月25日までをお願いしたい。
- ・これで本日の議題は全て終了したので、令和2年度第1回環境審議会を終了させていただく。